

—民法（債権関係）改正の意義と課題（1）民法総則等

鳥谷部 茂

- 序 はじめに
- I 民法（債権関係）改正までの経緯
- II 民法改正の目的・民法総則全体の確認
- III 錯誤
- IV 代理
- V 時効
- VI むすび

序 はじめに

民法（債権関係）改正法は、「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）として 2017 年 5 月 26 日成立し、同 6 月 2 日公布された。この法律は、2020 年 4 月 1 日に施行される。

本稿の目的は、この法改正についての経緯を確認し、民法総則、債権総論、債権各論ごとに改正の全体を概観した上で、主要な改正点について改正の議論を整理し、若干の検討を行うことにある。全体の詳細な検討は他の論稿に譲る⁽¹⁾。今回の民法（債権法）改正は、主として民法総則、債権総論、債権各論等に及んでいるが、本稿（1）では、その中でも、改正の経緯と民法総則を中心とする。

(1) 改正の経緯については、民法債権法改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針 I～V』（商事法務、2009 年）（以下、『詳解・基本方針』と略す）、商事法務『民法（債権関係）部会資料集第 1 集（第 1 巻）議事録と部会資料』（商事法務、2011 年～）（以下、『部会資料』と略す）など参照。改正後の解説書としては、注(6)の参考文献を参照されたい。

I 民法（債権関係）改正までの経緯

まず、今回の民法改正は、どのような経緯をたどって検討・議論されてきたのか。筆者が把握している範囲で主な議論等を挙げると、以下のように多くの学会シンポジウム、座談会、共同研究、審議会の議論、パブリックコメント等が実施されてきた。なお、今回の改正は120年ぶりの大改正と評されているが、第2次大戦直後の改正以降、個別領域において、根抵当法（1971年）、成年後見法（1999年）、担保・執行法（2003年）、現代語化（2004年）、保証・根保証（2004年）、法人法（2006年）、相続法（2013年）、親族法（2011年、2016年）などと民法全体に及ぶ少なからぬ改正が行われてきた⁽²⁾。

1 民法（債権関係）改正に関するわが国の主な動向

2017年5月26日に成立し、2020年4月1日に施行される民法（債権関係）の改正法は、以下のような経緯をたどって制定されるに至った。

- (1) 1998年10月6日、日本私法学会シンポジウム（能見善久他）『債権法改正の課題と方向』別冊 NBL51号
- (2) 2006年3月1日、内田貴他「特別座談会債権法改正に向けて（上・下）—民法改正委員会の議論の現状」ジュリスト 1307号、1308号
- (3) 2008年9月10日、椿寿夫他編『民法改正を考える』日本評論社
- (4) 2008年10月13日、日本私法学会シンポジウム「日本民法典財産法の改正」ジュリスト 1362号、私法 71号
- (5) 2009年1月1日、民法改正研究会（代表：加藤正信）「日本民法典財産法改正試案」判例タイムズ 1182号 4頁
- (6) 2009年4月29日、民法（債権法）改正検討委員会『債権法改正の基本方針』別冊 NBL126号

(2) 戦前及び戦後の民法改正状況については、我妻栄＝有泉亨＝清水誠＝田山輝明『コンメンタル民法 総則・物権・債権（第5版）』（日本評論社、2018年）8頁以下（以下、『我妻ほか・コンメンタル』と略す）等を参照。

- (7) 2009 年 9 月 15 日、民法債権法改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針 I ～ V』商事法務
- (8) 2010 年 11 月 24 日、法制審議会民法（債権関係）部会第 1 回会議開催
- (9) 2011 年 6 月 20 日、『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』商事法務
- (9) 2011 年 8 月 22 日、『民法（債権関係）部会資料集第 1 集〈第 1 巻〉議事録と部会資料』商事法務。順次、第 1 集第 2 巻～第 6 巻、第 2 集第 1 巻～第 12 巻、第 3 集第 1 巻～第 6 巻刊行。
- (9) 2013 年 4 月 18 日、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）』商事法務
- (10) 2013 年 5 月 24 日、『民法（債権関係）の改正に関する中間的試案の補足説明』商事法務
- (11) 2014 年 10 月 20 日、瀬川信久編『債権法改正の論点とこれからの検討課題』別冊 NBL147 号
- (12) 2015 年 2 月 24 日、法務大臣への「民法（債権関係）の改正に関する要綱」答申
- (13) 2015 年 5 月 25 日、『民法（債権関係）の改正法案新旧対照条文』商事法務
- (14) 2017 年 5 月 26 日、参議院本会議可決・成立（6 月 2 日法律 44 号公布）
- (15) 2020 年 4 月 1 日、民法改正法の施行

2 諸外国の主な動向

わが国の民法（債権関係）の改正までに、以下のような諸外国での立法・改正動向が見られた⁽³⁾。当初、わが国での改正への動機付けとして、国際市場への影響力が挙げられることがあった。すなわち、世界市場に対する国際ルールとして、一方では、米国が主導する国連条約に基づく国際ルールがあり、他方では、EU が主導するヨーロッパ国際ルールが形成されている。こ

れに対して、アジアには大きな市場があるにもかかわらずそのような地域全体での国際ルールが形成されるに至っていない。まず、アジア各国が自国の統一法典を整備（制定又は改正等）しているのが現状である。

（1）ウイーン売買条約（GISG = 国際物品売買契約に関する国連条約）

国連条約の沿革として、1964年ハーグ外交会議で ULIS・ULF が成立したが、大陸法の影響が強すぎて失敗した。この ULIS・ULF を改善したのが GISG であり、アメリカがリステイメントと UCC の成功を背景に主導的役割を果たした国際ルールが各国により批准され、形成されてきた。日本では 2008 年に批准され、2009 年 8 月に発効した。

（2）ヨーロッパ契約法原則・ヨーロッパ民法草案

ヨーロッパ契約法原則（PECL）が 1998 年に制定され、EU による国際ルールとなっている。

ヨーロッパ民法草案：ヨーロッパ契約法委員会によって 2004 年 11 月 8 日・9 日の会合後改定。

（3）ドイツ債権法・フランス法の改正

ヨーロッパ契約法原則を批准した各国に国内法化が義務づけられたため、ドイツでは 2001 年に債権法が改正され、2002 年から施行されている。関連する特別法（消費者法や約款法等）を民法典に取り入れる「大きな解決」が選択された。また、フランスでも、改正フランス民法典が 2016 年 10 月 1 日から施行された。

（4）東アジア法

中国では、民法通則 1987 年 1 月、民法通則意見 1988 年 1 月、担保法 1995 年 10 月施行、契約法 1999 年 10 月施行、担保法解釈 2000 年 12 月、物権法

（3） 潮見佳男他監訳『ヨーロッパ契約法原則 I・II』（法律文化社、2006 年）、川角由和他編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』（法律文化社、2011 年）、法務省民事局参事官室編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』別冊 NBL146 号（商事法務、2014 年）、中田＝大村＝道垣内＝沖野『講義債権法改正』7 頁（商事法務、2018 年）など参照。

2007 年 10 月施行、不法行為法 2010 年 7 月施行、民法総則 2017 年成立。2020 年を目途に民法典の制定を計画している。

韓国民法の改正について、2004 年の財産法改正案は廃案となった。2009 年から民法全般（民法総則・契約法、債権総論・不法行為、物権法・関連法、補完法）の改正が計画されている⁽⁴⁾。

II 民法改正の目的・民法総則全体の確認

1 民法改正の目的

今回の民法改正の目的として、以下のような項目が挙げられている⁽⁵⁾。これ以外に「基本方針」においては、「民法典の編成に関する本提案の考え方—各論」として、編成を定めるにあたっての大枠が示されている⁽⁶⁾。

(1) 改正の目的・基本的ルールの明確化

今回の改正は、社会・経済への対応を図るための見直しを行うとともに、国民一般にとってのわかりやすさを向上させるため、判例や通説の見解など現在の実務で通用している基本的なルールを明文化することを目的としている。

(2) 社会経済の変化への対応

社会・経済への対応を図るための見直しは、①職業別の消滅時効等の廃止、起算点・期間の見直し、②法定利率の変動性、③事業用融資の保証人保護（公証制度の導入）、④約款取引に関する規律の導入、等をあげること

(4) 尹喆洪（金ミンジュ訳）「韓国債権法分野の最近の改正動向」広島法学 40 卷 17 号 78 頁（2016 年）は、保証人保護、旅行契約、商街建物賃貸借保護法、環境汚染の賠償と救済について内容を紹介している。

(5) 筒井健夫＝村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）3 頁（以下、『一問一答』と略す）、今回の改正の要点として、この 3 つを説明している。その他『詳解・基本方針』第 1 卷 16 頁、『部会資料集』第 1 集＜第 1 卷＞ 369 頁も参照。

ができる。

（3）一般国民にとって分かりやすさの向上

国民一般にとってのわかりやすさを向上させるためには、確立した判例等に基づき現在通用している基本的なルールを明文化する必要がある、そのような項目として、①意思無能力の無効、②将来債権の譲渡・担保、③敷金や原状回復に関する規律の明文化、等を挙げることができる。

2 民法総則全体の確認⁽⁷⁾

民法（債権関係）改正法について、民法総則領域における全体像を概観する。ここでの改正項目も個別的に重要な問題を含んでいるが、紙幅の関係で、Ⅲ以下の錯誤、代理、時効を中心とし、その他は概観にとどめている。

（6）改正関係の文献については、以下のように引用を省略する。民法（債権法）改正検討委員会『債権法改正の基本方針』別冊 NBL126 号 11 頁（以下、『基本方針』と略す）、民法債権法改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針 I 序論・総則』（商事法務、2009 年 9 月）（以下、『詳解・基本方針』と略す）、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（商事法務、2011 年）（以下、『中間試案』と略す）、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）』（商事法務、2913 年）（以下、『中間試案・概要付き』と略す）、潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017 年 8 月）（以下、『潮見』と略す）、筒井健夫＝村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）（『一問一答』と略す）、潮見＝北居＝高須＝赫＝中込＝松岡『Before/After 民法改正』（弘文堂、2017 年）（以下、『Before/After』と略す）、大村敦志＝道垣内弘人編『解説民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017 年）（以下、『ポイント』と略す）、中田裕康＝大村敦志＝道垣内弘人＝沖野眞己『講義債権法改正』（商事法務、2017 年）（以下、『講義債権法』と略す）、安達敏夫＝吉川樹士＝安重洋介＝濱田卓『徹底解説民法改正＜債権関係＞』（日本加除出版、2016 年）（以下、『徹底解説』と略す）、日本弁護士連合会『実務解説改正債権法』（弘文堂、2017 年）（以下、『実務解説』と略す）、阿部＝川崎＝篠浦編『民法債権法大改正要点解説』（清文社、2017 年）（以下、『要点解説』と略す）、債権法研究会（座長・田原睦夫）『詳説改正債権法』（きんざい、2017 年）（以下、『詳説改正』と略す）など参照。

（7）『ポイント』13 頁以下、『Before/After』2 頁以下参照。

(1) 成年年齢引き下げ

未成年者について、成年年齢を 18 歳に引き下げる改正法（4 条 年齢 18 歳をもって、成年とする）が、2017 年の民法改正法成立後の 2018 年 6 月 13 日に成立し、2022 年 4 月 1 日から施行されることとなった。この改正によって、①単独で取消されることなく契約を締結でき、②親権に服することがなくなる。なお、一定の行為（飲酒、喫煙、公営競技に関する法律行為）には改正法は適用されず、現状が維持される⁽⁸⁾。

(2) 意思無能力

意思能力を有しない者のした法律行為は無効とする旨の規定が明文化された（3 条の 2）。この意思能力と事理弁識能力との関係については、今後の解釈に委ねられることになった⁽⁹⁾。

(3) 被保佐人による制限能力者の法定代理人

行為能力を有しない被保佐人が制限能力者の法定代理人となった場合において、その制限能力者が民法 13 条 1 項 1 号から 9 号までの行為をするときは、その法定代理人の同意を得なければならない（13 条 1 項 10 号）。代理人が制限能力者であることのリスクを本人に負わせないように、本人保護を十分に達成するためである⁽¹⁰⁾。

(4) 意思表示の第三者保護

当事者間における法律行為の瑕疵を第三者に主張することができるか。心裡留保における善意の第三者を保護する旨の規定を新設した（93 条 2 項）。心裡留保では、表意者自身が内心の意思と異なる表示をしていることを認識している点で責められるべき事情があり、このことから判例には、94 条 2 項を類推適用して、第三者は善意であれば足り、無過失であること

(8) 成年年齢の引き下げについては、若者の消費者被害への対応やトラブル防止への取り組みが必要であるとして、金融庁、経団連、司法界からの検討が行われている。

(9) 『潮見』2 頁、『一問一答』13 頁参照。

(10) 『潮見』17 頁参照。

を要しないとするものがあつた（最判昭和44・11・14民集23巻11号2023頁）。

また、錯誤（95条→後述）及び詐欺の場合について、善意・無過失の第三者を保護する規定を新設した（96条2項）。錯誤及び詐欺・強迫の場合には、第三者が保護されるためには無過失が必要とされる。表意者の認識の点で心裡留保・通謀虚偽表示と錯誤・詐欺・強迫は差異があるからである。

（5）意思表示の到達主義・到達擬制、受領能力

意思表示の到達主義を「隔地者に対する意思表示」に限定していたものを「隔地者」の文言を削除し、隔地者以外に拡張した（97条1項）。また、相手方が意思表示の到達を妨げた場合に「到達したものとみなす」として、到達を擬制する規定を設けた（97条2項）。さらに、第3条で意思能力に関する規定が設けられたのに伴い、意思表示の受領能力についても規定を設けた。すなわち、意思表示の受領者が意思能力を有しないとき、未成年者又は成年被後見人であったとき、その相手方に対抗できない。ただし、相手方の代理人若しくは意思能力を回復し又は行為能力者となった相手方はこの限りでない（対抗できる）と規定した（98条の2）。

（6）代理行為の瑕疵、代理人の行為能力、復代理

代理行為において瑕疵ある意思表示をした事実（意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫、悪意・有過失）の有無について、101条1項は、代理人が相手方に意思表示をした場合、同2項は、相手方が代理人に瑕疵ある意思表示をした場合、いずれも代理人について決する旨を規定した。同3項は、2項の「本人の指図に従って」の文言を削除して繰り下げた。

代理人の行為能力について、102条は制限能力者が代理人としてした行為を取り消すことができないことを明文化し、ただし書きでその例外を規定した。

復代理については、代理人が復代理人を選任した場合の責任に関する旧105条を削除し、106条において、復代理人を本人が選任したか代理人が選

任したかにかかわらず、法定代理人は、復代理人の選任監督について過失がある場合に本人に対して責任を負う旨を規定した。

代理権の濫用(107条)については、IVで後述する。

(7) 自己契約・双方代理、利益相反行為

民法108条1項は、自己契約・双方代理について、その効果は無権代理行為とみなすこととした。ただし書きは、債務の履行等については、本人の利益を害さないの、従前どおりとした(大判昭和7・6・6民集11巻号1115頁)。

108条2項は、自己契約や双方代理に該当しない場合でも、本人と代理人の利益が相反する行為については、無権代理行為とみなすとの旨を新たに規定した。この規定は、親権者の利益相反行為に関する民法826条1項を踏まえたものであると説明されている(『部会資料』66A・20頁)。この場合の利益相反行為は、定型的・外形的に考察して判断される。

たとえば、AがBの代理人としてBの所有する不動産にBの貸金債務を被担保債権として抵当権を設定する契約を債権者Cと契約する行為は、その借入金をAが使用するためであっても、必ずしも利益相反行為には該当しない(最判昭和37・10・2民集16巻10号2059頁など)。しかし、代理権濫用に該当することは考えられる(『部会資料』66A・20頁参照)。

自己契約・双方代理の相手方からの転得者等に対しては、従前の判例(最大判昭和43・12・15民集22巻13号3511頁)では、本人は、相手方や転得者の悪意を主張立証したときに限り、無効を主張でき責任を免れるとされていたが、新法でも同様の解釈が成り立ちうるとされる(『部会資料』66A・22頁)。

(8) 表見代理・無権代理

表見代理の重畳適用(109条2項・112条2項)については、IVで後述する。無権代理について、117条第1項及び2項1号(相手方悪意)では、従来の規律は維持されている。第2項2号については、無権代理人が自己に代

理権がないことを知っていた場合については、相手方に過失があっても責任を免れない旨が新設された。従来の学説では相手方の過失について、一般的過失説（最判昭62・7・7民集41巻5号1133頁）、重過失説、免責主張否定説に分かれていた⁽¹¹⁾が、改正法は、無権代理人と取引の相手方の公平を図るため、相手方に過失があっても悪意でない限り無権代理人は責任を免れないとの例外を明文化した⁽¹²⁾。

第3項は、「行為能力を有しなかったとき」を「行為能力の制限を受けていたとき」と改め、改正前の通説を明文化した。

（9）取消権者、取消の効果、原状回復義務、追認の要件

120条は、1項で制限能力の場合の取消権者（制限能力者、その代理人、その承継人、同意を得ることができる者）を具体的に規定した。2項では、錯誤、詐欺、強迫により瑕疵ある意思表示をした者、その代理人、その承継人に限り取消権者となることを規定した。

121条の取消しの効果（遡及的無効）については変更がない。121条の2は、取消・無効等に基づく原状回復義務に関する規定を新設した。1項は、給付を受けた当事者の原状回復義務を定めた。この義務には、原状回復義務が不能になった場合の価値償還義務が含まれる（『部会資料』66A・36頁）。2項は、無償行為によって給付を受けた者が無効・取消原因を知らなかったときは、受領者は受領物を消費・処分できると信託しているので、返還義務の範囲を現存利益に限定することを定める。有償行為の場合は一方のみが返還を免れるのは公平に反するので1項が適用される。3項は、行為の時に意思無能力者や制限能力者であった場合の返還義務の範囲を現存利益に限定したものである。旧法121条ただし書きを統合したものである。

(11) 近江幸治『民法講義I民法総則〔第6版補訂〕』273頁（成文堂、2014年）（以下、『近江』と略す）参照。ただし、第7版262頁（2018年）では従来の学説の紹介部分は削除されている。

(12) 『一問一答』29頁参照。

給付受領者が金銭や物を返還しなければならないときは、それらの受領時からの利息又は物の果実を返還しなければならないかどうかは、解釈に委ねられた（解除の場合は利息や果実の返還が義務づけられる）。

124 条は、追認の要件として、追認は取消権を有することを知った後でなければその効力を生じないとする判例法理（大判大正 5・12・28 民録 22 輯 2529 頁）を明文化した。

(10) 条件

130 条 2 項は、不正に条件を成就させた場合について、相手方はその条件が成就しなかったものとみなすことができるとの規定を新設した。判例（最判平成 6・5・31 民集 48 卷 4 号 1029 頁）の結論を明文化したものである。

(11) 時効

時効総則（145 条～157 条、161 条）については V で後述する。消滅時効（166 条～174 条の 2 項）については、V で後述する。

III 錯誤（改正法 95 条）

1 改正条文

今回の改正により、第 1 に、錯誤の効果が無効から取消に変更された。第 2 に、動機の錯誤に関する規定が明文化された。第 3 に、共通錯誤の規定が明文化された。第 4 に、第三者保護規定が明文化された。その改正条項は、以下の通りである。

【改正法 95 条】 ①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

1. 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
2. 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

- ②前項第2号の規定による意思表示の取り消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- ③錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取り消しをすることができない。
1. 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
 2. 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- ④第1項の規定による意思表示の取り消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

2 整理・分析

錯誤に関する改正法95条について、前述した第1から第4までの改正点について、若干の整理分析を行う。

（1）錯誤の要件効果の見直し（『詳解・基本方針』114頁、『潮見』7頁）⁽¹³⁾

①錯誤の要件

錯誤に関する要件は、旧法では「法律行為の要素に錯誤がある場合」とされ、具体的には、真意と異なる意思表示をした場合（表示の錯誤）や内容の錯誤がある場合とされてきた。その後、意思形成上の錯誤も含めて、対象となる事実に対する認識が法律行為の内容となったか否かによって錯誤の成否が決まるとする学説及び判例（大判大正3・12・15民録20輯1101頁等）により、改正法では、「その錯誤が法律行為の目的及び取引上

(13) 『詳解・基本方針』I 103～120頁、『潮見』7頁、『一問一答』19頁、『ポイント』20頁、『我妻ほか・コンメンタル』199頁、『実務解説』8頁、『要点解説』22頁、『詳説改正3頁』、田中嗣久＝大島一悟『民法改正がわかった』16頁（法学書院、2017年）、鎌野邦樹編『民法（債権関係）改正と不動産取引の実務』80頁以下（日本加除出版、2018年）、中舎寛樹『民法総則 [第2版]』106頁、212頁（日本評論社、2018年）（以下、『中舎』と略す）など参照。

の通念に照らして重要なものであるとき」は、錯誤による意思表示に当たるとされた。その重要なものであるときの判断には、①表意者による法律行為の目的、②一般的にも客観的にも錯誤がなければ意思表示をしないであろうことが必要である（部会資料 82 - 2・2 頁）。ただし、従来の「法律行為の要素」の判断枠組みの変更は企図されていない（『潮見』 8 頁）。

主張立証の対象は、①錯誤がなければ表意者は意思表示をしなかったこと、②法律行為の目的に照らして錯誤が重要であること、③取引上の社会通念に照らして錯誤が重要であることとされている（『部会資料』 83 - 2・3 頁、『潮見』 8 頁）。

②錯誤の効果—無効から取消しへ

錯誤の無効は、表意者のみが主張できる相対的無効、取消的無効と解されてきた。基本方針では、【1. 5. 13】において、「その意思表示を取り消すことができる」との提案であり、「錯誤制度の趣旨が、誤った意思表示をした者をその意思表示への拘束から解放するところにあるとすれば、…解放の決定は意思表示をした者に委ねられている。…相手方は不安定な地位に置かれ続ける。…そのために整備されたのが取消制度であると理解するならば、錯誤の効果も端的に取消しとして構成すべきだと考えられる」（『基本方針』 29 頁・『詳解・基本方針』 116 頁）、また、中間試案では、「相対的無効の枠組みは、取消制度による表意者保護の場面と基本的に枠組みとしては同じであるから取消しのルールで統一して考えるのが良い」、「効果を取消とすることによって無効との二重効等の問題が回避される」（『中間試案』 242 頁）としている。

(2) 動機の錯誤（『詳解・基本方針』 117 頁、『潮見』 8 頁）

従来、意思形成上における動機の錯誤について、改正法は、その事情（事実についての誤った認識）が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、その意思表示を取り消すことを認める。すなわち、誤った認識が法律行為の内容とされたことを要件とする。

- ①従来の判例学説は、**動機表示錯誤説**（動機・意思区別説）を採用してきた。我妻 297 頁、大判大正 6・2・24 民集 23 輯 284 頁（受胎良馬売買事件、意思表示の内容になったときは法律行為の要素となり、無効）、最判昭和 29・11・26 集 8 卷 11 号 2087 頁、最判昭和 32・12・19 集 11 卷 13 号 2299 頁等である。
- ②有力説としては、**一元的構成説**（動機・意思非区別説）が最近では多数となっていた。表示の錯誤であれ、動機の錯誤であれ、表意者を契約の拘束力から解放するに値する要素の錯誤に該当するか否かを基準とする見解である。

最近の判例（最判平成 28・1・12 民集 70 卷 1 号 1 頁、最判平成 28・12・19 金法 2066 号 68 頁）には、「動機は、たとえそれが表示されても当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされていたものと認められない限り、表意者の意思表示に錯誤はない」とするものがあり、学説もこの「動機の契約内容化（法律行為の契約内容化）構成」（**動機契約内容説**）を採用するものが有力になっている。

基本方針では、【1.5.13】において、動機が相手方に表示されて法律行為の内容になる必要があるが、この表示は黙示であってもよいため、法律行為の内容とされたかどうかが重要で、表示は重要ではないとする（『基本方針』29 頁）。

中間試案では、「錯誤をめぐる紛争の多くは動機の錯誤が問題となる」、「判例法理を踏まえて動機の錯誤に関する明文の規定を設ける方向で検討してはどうか」、規定の内容について「動機の錯誤を他の錯誤と区別せず、表意者が錯誤に陥っていること又は錯誤に陥っている事項の重要性について相手方に認識可能性がある場合に同条項を適用する見解」が示された（『中間試案』24 頁）。

このことを潮見教授は、改正法 95 条 2 項にいう「表示」は「意思表示」を意味し、「表示されていた」とは「意思表示の内容になっていた」とい

うことを意味するのであって、契約の場合には、法律行為の基礎とされた事情についての表意者の認識を相手方が了解して契約の締結に同意したことから、「法律行為の基礎とした事情についてのその認識」が合意の内容となっていたと読むことになろう」と説明する（『潮見』9頁）。

95条3項について、表意者に重過失があったときは、表意者は、取消しを主張できないと規定し、ただし書きによる例外として、相手方にも悪意又は重過失があるときは、表意者は、取消しができると規定された。相手方の悪意又は重過失が追加されている。

(3) 共通の錯誤

意思表示の当事者双方に錯誤があった場合を共通錯誤という。どちらからも無効を主張できる。問題は、表意者に重大な過失がある場合などであった。旧法95条ただし書きは、表意者に重過失があるときは無効を主張できないとされていた。学説は、共通錯誤の場合には、表意者の重過失は問題とされないとして、旧法95条ただし書きを不適用とする見解が有力であった（『近江』224頁）。この見解が95条3項2号に明文化された。

基本方針では、【1.5.13】において、相手方が表意者の錯誤を知っていたときや、重大な過失があったときは、もはや相手方の信頼は保護に値しない以上、取消が認められてもやむを得ないとして、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合や相手方が表意者と同一の錯誤をしていたときも、そのような相手方が、表意者の重過失があることを理由に、表意者による取消の主張を退けるべきではないとする（『基本方針』29頁）。

中間試案では、「これらの場合には、表意者の錯誤主張を制約する必要はないという有力な見解に従うものである」との説明があった⁽¹⁴⁾。

潮見教授も「改正前民法下ではほぼ異論のない学説の考え方を明文化す

(14) 商事法務編『中間試案・概要付き』別冊 NBL143 号 5 頁参照。

るものである」とする（『部会資料』76 A・5頁）（『潮見』10頁）。

（4）第三者保護規定

改正法95条4項は、第三者の正当な利益を保護するために、表意者が錯誤取消を善意・無過失の第三者に対抗できない旨を新たに規定した。改正前の多数説は、錯誤の場合に詐欺取消における善意の第三者保護規定（96条3項）を類推適用していたが、これを明文化したものである（『潮見』10頁）。

基本方針では、【1.5.13】において、「第三者保護の要件が善意で足りるとされるのは、虚偽表示のように、故意責任原理—故意に誤った表示をした者は、その表示に従った責任を負担すべきである—が妥当する場合にかぎられると考え、錯誤を含めてその他の場合は、一般原則どおり、第三者の信頼が保護されるのはそれが正当なものである—過失がない—ときに限られると考えるわけである。詐欺のほか、後述する不実表示と錯誤は、実際の場面では重疊的に問題となることもあるため、第三者の保護要件を統一しておく必要がある」とする（『基本方針』29頁）。

中間試案では、「これは、自ら錯誤に陥った者よりも詐欺によって意思表示をした者のほうが帰責性が小さく保護の必要性が高いのに、第三者が現れた場合に錯誤者のほうにより厚い保護が与えられるのはバランスを失うことを理由に、民法第96条第3項を類推適用する見解に従い、これを明文化するものである⁽¹⁵⁾」と説明している。

前述の『潮見』及び『一問一答』の説明⁽¹⁶⁾も、基本方針及び中間試案と同旨である。

3 課題

◆動機が相手方に表示されていないのに、どのような場合に、どのような

(15) 商事法務編『中間試案・概要付き』別冊 NBL143号5頁参照。

(16) 『潮見』29頁、『一問一答』20頁『実務解説』12頁、『要点解説』26頁参照。

基準で「その認識が法律行為の内容とされた」といえるのか。黙示の意思表示も含まれるので、客観的な認定が困難な場合があるのではないか。

◆通謀虚偽表示 (94 条 2 項) の類推適用について、各類型ごとに最高裁判例があるにもかかわらず、改正が見送られた。解釈に委ねることは一般国民に分かりやすいとはいえないのではないか。

◆95 条 3 項について、表意者が重過失で相手方が一般の過失にとどまる場合において表意者の取消により相手方に多額の損害が発生したとき、どのような解決が可能であろうか。

IV 代理 (改正法 107 条、109 条 2 項、112 条 2 項)

1 改正条文

代理に関しては、字句の修正など多くの改正が行われているが、本稿では、主要な次の 2 点について整理する。第 1 に、代理権濫用規定の明文化、第 2 に、表見代理の重畳適用 (109 条と 110 条の重畳、112 条と 110 条の重畳) 規定が明文化された。その改正条項は、以下の通りである。

(1) 代理権の濫用

【改正法 107 条】 代理人が自己又は代理人の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合について、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

(2) 109 条と 110 条の重畳適用

【改正法 109 条 2 項】 ②第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為について責任を負う。

（3）112条と110条の重畳適用

【改正法112条2項】②他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為について責任を負う。

2 整理・検討

（1）代理権の濫用⁽¹⁷⁾

i) 代理権の濫用とは、代理人が代理権の範囲内で私利を図る目的で代理権を濫用する場合をいう。代理権の範囲内の行為なので、有権代理であり、本来代理行為は有効となり本人が責任を負うところ、相手方が代理人の意図を知っていたか又は知りうる場合の法律関係の問題である。

ii) 法的構成

このような問題の法律構成として、判例・学説により以下のような構成が提示されてきた⁽¹⁸⁾。

①心裡留保説（93条ただし書きを類推適用する見解）。最判昭和38・9・5民集17巻8号909頁、最判昭和42・4・20民集21巻3号697頁、最判平成4・12・10民集46巻9号2727頁などがある。

②表見代理説（権限外の行為の表見代理に関する110条を類推適用する見解）。

③権利濫用・信義則違反説（相手方が悪意又は重過失でありながら有

(17) 『ポイント』42頁以下、『Before/After』42頁、『実務解説』36頁、『要点解説』41頁参照。

(18) 近江幸治『民法講義I民法総則〔第6版補訂〕』256頁など参照。

効性を主張する場合に該当するとする見解)

これらの見解はいずれも原則として代理権限内の行為とし、相手方が悪意又有過失（若しくは重過失）の場合に無効となる点で共通している。

iii) 改正法における議論

改正法は、前述のように、効果を無効から無権代理行為とし、判例の法的構成を変更している。

有効か無効か。心裡留保では原則有効であり、相手方が悪意・有過失の場合に無効である。無権代理行為は、もともと代理権がない無効行為であるが、本人が追認をすることができ（116 条）、結果的に有効とすることができる。

従来判例の構成は、このような心裡留保を類推適用する構成であったのに対して、改正法は、代理権のない無権代理行為とみなすとの法律構成を採用し、変更している。

基本方針では、【1. 5. 33】において、「代理権濫用は、それ自体としては有権代理であり、原則として本人にその効果が帰属すると考えられる。その上で、相手方の信頼を害さないかぎりにおいて、代理権濫用を理由に例外的に本人への効果帰属を否定しようとするわけであるから、これはまさに一【1. 5. 32】（利益相反行為）で採用した一効果不帰属主張構成と親和的である。そこで本提案では、所定の要件がそなわる場合に、「本人は、自己に対してその行為の効力が生じないことを主張できると定めることとしている」。もっとも、「代理権濫用の場合、狭義の心裡留保の場合と異なり、本人みずから相手方を誤信させる行為をしているわけではない。このような本人との関係では、少なくとも濫用の事実について善意であっても、重大な過失のある相手方は、本人による効果不帰属の主張を否定できると考えるべきではない」とする（『基本方針』50 頁、51 頁）。

中間試案では、「効果不帰属の意思表示は、相手方が代理権濫用の事実（代理人の目的）について悪意又は重過失である場合に限りすることができるものとしている。重過失の相手方を保護しないのは、本人自身が代理権濫用行為をしたわけではないからであり、軽過失の相手方を保護するのは、代理権濫用の事実が本人と代理人との間の内部的な関係に過ぎないからである。軽過失の相手方を保護する点で上記判例（心裡留保説を採用）と結論を異にしている」と改正案の理由を説明している⁽¹⁹⁾。

このような改正理由に対しては、代理権濫用について、心裡留保を類推するというのも、妥当な結論を導くための便法である。しかし、だからといって無権代理が妥当かと言えば、代理権を有していたのであるから、「代理権を有しない者がした行為とみなす」というのはそれ以上に便宜的な借用といえるではないか。

これまで代理権の濫用を基礎理論から論じてきた平山教授⁽²⁰⁾は、代理権濫用の規定を設けることに疑問を提示していた。理由は、相手方の保護要件、代理人の主観的要件、過失相殺的処理についての検討が不十分であり、仮に明文化の趨勢に逆らえないとしても、無効か、効果不帰属主張構成か、無権代理か抗弁かという効果の問題、転得者保護の問題などの検討が必要であったと指摘している。

（2）表見代理の重畳適用

判例法によって新たな表見法理が創造されている。表見代理としての統一法理を形成する必要がある。表見代理は、代理人の行為によって正当な

(19) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）』別冊 NBL143 号 13 頁（商事法務、2013 年）参照。

(20) 平山也寸志「民法（債権関係）改正における「代理権濫用」の明文化の検討の覚書」清水元他編『平井一雄先生喜寿記念 財産法の新動向』601 頁～639 頁（信山社、2012 年）参照。

権限ありと信じた相手方を保護する法理であり、重畳・競合性が認められる場合には各条文の法意・精神を推論することになる。以下に掲げるように、このような判例・学説がすでに確立していたといえる⁽²¹⁾(『詳解・基本方針』203頁)。

i) 109条と110条の重畳適用【改正法109条2項】

Aが、自己所有の山林をCに売り渡し、Cの代理人Bを介して、白紙委任状、名宛人白地の売渡証書等の登記関係書類を交付したところ、山林の所有権を取得したCは、当該山林をD所有の山林と交換することをBに委任して、Aから受け取った登記関係書類をBに交付したが、Bはその関係書類をDの代理人Eに示してAの代理人のごとく装い、Eもまた契約の相手方をAであると誤信したことにより、AD間での交換契約が締結された場合について、最判昭和45・7・28民集24巻7号1203頁は、109条の表示責任と相手方がこれを信じたことに正当な事由があることから110条の競合適用を認めた。

ii) 112条と110条の重畳適用【改正法112条2項】

Aの叔父Bが、かつてAが未成年者の当時から、Aの実印を預り、約15年にわたってAのために代理行為を行ってきたが、代理権が消滅したにもかかわらず、その実印を利用して、Aを自分のC銀行からの借り入れの連帯保証人とした場合について、大判昭和19・12・22民集23巻626頁は、代理権消滅後の代理行為であるという点につき112条の法意を類推し、従前の代理権を超える代理行為である点につき110条の法意を類推して、善意・無過失の第三者を保護した。最判昭和32・11・29民集11巻12号1994頁も同旨である。

基本方針では、【1.5.35】について、旧法109条に対して、「その他人がその代理権の範囲を超えて相手方との間でした行為について

(21) 『一問一答』28頁、『要点解説』48頁、『中舎』376頁参照。

は、判例は、109条と110条を重疊的に適用することにより、相手方がその行為についてその他人に代理権があると信じ、かつ、そのように信ずべき正当な理由があるときは、本人が責任を負うとしている。本提案（2）はこれを明文化している」（『基本方針』54頁）。また、【1.5.37】について、「代理権消滅後の表見代理についても、代理行為をした者が当初の代理権の範囲を越えた行為をした場合に、判例は、112条に加えて110条を重ねて適用することを認めている。本提案（2）はこれを明文化したものである」とする（『基本方針』57頁）。

中間試案では、i）及びii）について、それぞれに掲げる判例法理を明文化するものであるとする（『中間試案・概要付き』14頁、15頁）。

潮見教授は、i）について、「民法109条1項の上に民法110条が載せられるという構造になっている」、ii）について、「民法112条1項の上に民法110条が載せられるという構造になっている」とし、いずれも「一般市民にとってのわかりやすさを意識したものと思われる」、「成立要件とされる相手方の善意無過失は「正当な理由」に統合・吸収される」（『部会資料』79-3・4頁）とする（『潮見』25頁・26頁）。

3 課題

- ◆代理権の濫用が行われ、相手方が悪意・有過失の場合に、判例学説が認めていたのではない帰結が、それぞれの要件を満たす限りで適用可能になる。例：追認・追認拒絶に関する民法113条・116条、相手方の催告権に関する民法114条、相手方の取消権に関する115条、無権代理人の責任に関する117条等（『潮見』21頁）。
- ◆無権代理人の相続（無権代理人相続型、本人相続型、双方相続型）については、それぞれについて最高裁判例があったが、改正が見送られた。

V 時効 (改正法 145 条～174 条)

1 改正条文

時効に関しては、時効全体の総則として、第 1 に、援用権者の範囲に関する改正 (145 条)、第 2 に、時効中断を「完成猶予及び更新」(147 条、148 条) 又は「更新」(152 条) に、時効中断を「完成猶予」(149 条) に、催告を「完成猶予」(150 条) に、新たに「協議を行う旨の合意による時効」を「完成猶予」(151 条) に、時効の停止を「完成猶予」(158 条～161 条) に、それぞれ変更が行われた。さらに、消滅時効について、第 3 に、消滅時効期間の再構成 (166 条～169 条)、第 4 に、職業別短期消滅時効制度の廃止 (170 条～174 条)、第 5 に、商事債権消滅時効制度の廃止 (旧商法 522 条) などの改正が行われた。それらの改正条項は、以下の通りである。ただし、条分数が多いため、紙幅の関係で、多くは条文見出しのみに留めた。

(1) 時効総則

【改正法 145 条】時効の援用権者の範囲

時効は、当事者 (消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む) が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

【改正法 147 条】裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新

①次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する (確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなく事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する) までは、時効は完成しない。

- 一 裁判上の請求
- 二 支払督促
- 三 民事訴訟法の和解又は民事調停法若しくは家事審判手続法による調停
- 四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

②前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

【改正法 148 条】 強制執行等による時効の完成猶予及び更新

【改正法 149 条】 仮差押等による時効の完成猶予

①次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一 仮差押え

二 仮処分

【改正法 150 条】 催告による時効の完成猶予

【改正法 151 条】 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予

①権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までまでの間は、時効は、完成しない。

【改正法 152 条】 承認による時効の更新

①時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

②前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを有しない。

【改正法 153 条】 時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲

第 147 条又は第 148 条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

【改正法 154 条】 時効の利益を受けるものに対する通知

【改正法 155 条から 157 条まで削除】

【改正法 158 条】 未成年者又は成年被見人と時効の完成猶予（改正前は停止）

【改正法 159 条】 夫婦間の権利の時効の完成猶予（改正前は停止）

夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

【改正法 160 条】 相続財産に関する時効の**完成猶予** (改正前は停止)

【改正法 161 条】 天災等による時効の**完成猶予** (改正前は停止)

(2) 消滅時効

【改正法 166 条】 債権等の消滅時効

①債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使できることを知った時から 5 年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。

②債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から 20 年間行使しないときは、時効によって消滅する。

【改正法 167 条】 人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効
人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「10 年」とあるのは「20 年間」とする。

【改正法 724 条の 2】

生命・身体の侵害を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条 1 号の規定の適用については、同号中「3 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

【改正法 168 条】 定期金債権の消滅時効

【改正法 169 条】 判決で確定した権利の消滅時効

【改正法 170 条から 174 条まで削除】

2 整理・分析

(1) 時効の援用権者の範囲⁽²²⁾

旧法 145 条は、「時効は、当事者が援用しなければ、——裁判をすることができない」と規定していたが、当事者には、当該債権の当事者だけで

(22) 『ポイント』77 頁、『我妻ほか・コンメンタール』283 頁など参照。

はなく、その「権利の消滅により直接利益を受ける者」として、保証人、物上保証人、第三取得者その他の者が含まれるとの学説及び判例法理が形成されてきた。改正法では、「正当な利益を有する者」と規定された。従来の援用権者の範囲に関する判例は、以下の通りである⁽²³⁾。

- ①保証人・連帯保証人→肯定（大判大正4・7・13民録21輯1391頁など）
 - ②物上保証人→肯定（最判昭和43・9・26民集22巻9号2002頁など）
 - ③担保不動産の第三取得者→肯定（最判昭和48・12・14民集27巻11号1586頁など）
 - ④詐害行為の受益者→肯定（最判平成10・6・22民集52巻4号1195頁）
 - ⑤売買予約の仮登記に遅れる抵当権者→肯定（最判平成2・6・5民集44巻4号599頁）
 - ⑥仮登記担保の設定された不動産の第三債務者→肯定（最判平成4・3・19民集46巻3号222頁）
 - ⑦弁済期後の譲渡担保目的物の譲受人→肯定（最判平成11・2・26判例時報1671号67頁）
 - ⑧一般債権者→否定（大判大正8・7・4民録25輯1215頁など）
 - ⑨後順位抵当権者→否定（最判平成11・10・21民集53巻7号1190頁）など
- 基本方針では、【1. 7. 10】において、「現民法145条は時効援用権者を「当事者」としているが、判例・学説上「当事者」に包摂しがたい者にも援用権が認められている。援用権者の範囲のこの拡大を取り込むものとして、ここでは、援用権者を「法律上の正当な利害関係を有する者」としている。この定式は援用権者の範囲を画する基準としての有用性には乏しいが、現行法の維持という基本方針からの逸脱を避けようとするならば、むしろその方が良いと判断した」（『基本方針』86頁）とする。

中間試案では、前述のように援用権者の範囲を拡大する判例法理について

(23) 近江幸治『民法講義Ⅰ民法総則〔第6版補訂〕』374頁以下参照。

て、「判例（前掲③判例）が提示した「権利の消滅により直接利益を受ける者」という表現に対しては、「直接」という基準が必ずしも適当でないという指摘があるので、それに替わるものとして「正当な利益を有する第三者」という文言を提示しているが、従来の判例法理を変更する趣旨ではない」と説明している（『中間試案・概要付き』31 頁）⁽²⁴⁾。

(2) 用語の整理

前述のように、改正法は、時効の中断事由であったものを、時効の「完成猶予及び更新」、「更新」又は「完成猶予」に変更している⁽²⁵⁾。

新法においては、時効の「完成猶予」とは、猶予事由が発生しても時効期間の進行自体は止まらないが、本来の時効期間の満了時期を過ぎても、所定の時期を経過するまでは時効が完成しないという効果を意味する。「更新」とは、更新事由の発生によって進行していた時効期間の経過が無意味なものとなり、新たにゼロから進行をはじめるという効果を意味する⁽²⁶⁾。

このような用語の変更のもとで、前述のように、時効中断を「完成猶予及び更新」（147 条、148 条）又は「更新」（152 条）に、時効中断を「完成猶予」（149 条）に、催告を「完成猶予」（150 条）に、新たに「協議を行う旨の合意による時効」を「完成猶予」（151 条）に、時効の停止を「完成猶予」（158 条～161 条）に変更した。

基本方針では、取得時効が民法総則に規定され、債権の消滅時効は「債権時効障害」として、債権消滅原因の「混同」の後に位置づけられていた。【3. 1. 3. 51】において、「債権時効に係る時効障害を、時効期間の更新、時効期間の進行の停止、時効期間の満了の延期の三種類とする」と規定し、

(24) 商事法務編『中間試案・概要付き』別冊 NBL143 号 31 頁、『一問一答』42 頁参照。

(25) 『ポイント』67 頁、70 頁、『講義債権法』26 頁、『Before/After』60 頁参照。その効力については、『近江』360 頁、『中舎』393 頁参照。田中嗣久＝大島一悟『民法改正がわかった』39 頁など参照。

(26) 『一問一答』44 頁参照。

それぞれについて以下のような定義規定を置いていた（『基本方針』204頁～205頁）。

<ア>時効期間の更新とは、一定の事由の発生によりそれまでの時効期間が進行を終了し、新たな時効期間の進行が開始することをいう。

<イ>時効期間の進行の停止とは、一定の事由の発生により時効期間の進行が一時的に停止し、当該事由の終了後に時効期間の進行が再開し、残存期間の経過により時効期間が満了することをいう。

<ウ>時効期間の満了の延期とは、一定の事由がある場合に、時効期間満了がその事由の終了または消滅の時から一定期間が経過するまで延期されることをいう。

中間試案では、債権の消滅時効は民法総則の条件・期限の後に位置づけられた。中断を更新事由とし、それ以外を停止事由に分けていた。更新事由に確定判決によって権利が確定したことや裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したこと等が挙げられていた。これに対して、停止事由には、裁判上の請求、支払督促の申立などが挙げられていた（『中間試案・概要付き』27頁～30頁）。

現行法とはかなり異なるものであり、その後の議論により、冒頭のような用語となり、それぞれの期間も次の（4）で掲げるような区分と期間に改められている。

（3）協議を行う旨の合意（151条）

人的損害や物的損害に関する債権の存否・範囲や過失割合等について争いがあり、協議を行う合意がある場合には、当事者の協議による自主的な解決が期待される。その合意が書面でなされたときは、①その合意の時から1年を経過した時、②その合意で1年以内の協議期間を定めたときはその期間が経過した時、又は③協議の一方から協議続行拒絶が書面で通知され6ヶ月が経過した時の、いずれか早い時までの間は、時効が完成しないこととした（『Before/After』64～67頁）。

(4) 各債権の消滅時効期間・起算点

i) 消滅時効期間・起算点 (一般債権と生命身体侵害の損害賠償債権)

改正法は、各種債権の時効期間と起算点について、現行法と異なる規定を置いている。すなわち、債務不履行の場合、原則として、主観的起算点から 5 年、客観的起算点から 10 年という二元的なシステムを採用している(潮見・46 頁)。主観的起算点とは、「債権者が権利を行使できることを知った時」であり、権利行使を期待されても止むを得ない程度に債権者が権利の発生原因等を認識する必要がある。客観的起算点とは、「権利を行使できる時」である。これらのいずれか早い時効期間の経過により、消滅時効に係る。

図 1 一般債権と生命・身体侵害の損害賠償債権の消滅時効期間⁽²⁷⁾

		一般の債権	生命・身体侵害の損害賠償債権
債務不履行	主観的起算点	5 年 (166 条 1 項 1 号)	5 年 (166 条 1 項 1 号)
	客観的起算点	10 年 (166 条 1 項 2 号)	20 年 (167 条)
不法行為	主観的起算点	3 年 (724 条 1 号)	5 年 (724 条の 2)
	客観的起算点	20 年 (724 条 2 号)	20 年 (724 条 2 号)

債務不履行における主観的起算点は 5 年であり、生命身体の侵害以外における不法行為の主観的起算点は 3 年である。

生命・身体の侵害による損害賠償請求権の客観的起算点は、債務不履行の場合も不法行為の場合も 20 年(167 条)で時効消滅する。後述するように、いずれも除斥期間ではなく、時効期間に変更された。また、いわゆる人的損害については債務不履行・不法行為とも同じ 20 年であるが、物的損害については、債務不履行の主観的起算点から 5 年であるのに対して、不法行為の主観的起算点から 3 年で時効消滅することに注意が必要である。

(27) 『一問一答』 57 頁、『詳説改正』 66 頁、『Before/After』 90 頁、安達敏夫他『徹底解説』 65 頁参照。

ii) 定期金債権

定期金債権とは、年金債権のように、定期的に一定の金銭その他の物の給付をさせることを目的とする債権であり、一定期日の到来によって具体化した給付請求権、すなわち、「支分権」を発生させる。この支分権を発生させる元の債権を「基本権」といい、ここで消滅時効の対象となる定期金債権は、この基本権のことをいう。基本権の主観的起算点として、支分権を行使できることを知った時から10年（168条1項1号）、客観的起算点として、支分権を行使できるときから20年間で時効消滅する（168条1項2号）。

iii) 商事債権

商法522条（5年）は削除され、一般の債権と同様に行使できることを知った時から5年、行使できるときから10年で消滅時効に係る（民法改正整備法3条）⁽²⁸⁾。

基本方針では、債権を対象とする時効について【3.1.3.43】で「債権時効」と位置づけ、現行法では時効期間の違いに合理性があるか疑わしい、時効によって不利益を受ける債権者の事情を十分に考慮しているとはいい難い等の点が指摘された⁽²⁹⁾。その上で、一般の債権について【3.1.3.44】において、「債権時効の原則的な起算点と時効期間につき、客観的起算点（債権の一般的行使可能時）からの比較的長期の時効期間と、主観的起算点（債権の現実的行使可能時）から比較的短期の時効期間の組み合わせとすることを提案するものである」とする⁽³⁰⁾。また、定期給付金債権について、【3.1.3.48】は、「現民法168条とほぼ同じ趣旨の規定を置くことを提案するものである」とする。最後に、生命・身体・名誉に基づく損害賠償請求権について、【3.1.3.49】は、「生命・身体・名誉等の人格

(28) 『ポイント』58頁参照。

(29) 『基本方針』198頁、『詳解・基本方針Ⅲ』161～162頁参照。

(30) 『基本方針』199頁、『詳解・基本方針Ⅲ』169～177頁参照。

の利益に対する侵害の場合には、被害者たる債権者は、通常の生活を送ることが困難な状態に陥り、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動をとるよう期待することができない状況になることがありうる。——他方で、債務者は、深刻な被害を他人に生じさせたのであるから、他の場合に比べて強度の負担や不安定にさらされることになっても仕方がない。また、このような場合には、取引社会の安全の保護を背後に退かせてもよいであろう。以上のような考慮から——【2. 1. 3. 44】(2)の定める期間よりも長期とすることを提案している」と説明する⁽³¹⁾。

中間試案では、一般債権の消滅時効の原則的な時効期間と起算点については、「権利を行使することができる時」という起算点を維持した上で、10年を5年に改めるとする案（甲案：原則的な時効期間を単純に短期化する考え方）と「権利を行使することができる時」という起算点から10年の時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」という起算点から〔3年間／4年間／5年間〕の時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するとする乙案に分かれていた⁽³²⁾。法制審議会では、審議の結果、主観的起算点から時効期間を5年とした上で乙案を採用することとし（『部会資料』69 A・1頁）、主観的起算点として、乙案の「債権者が権利を行使することができること及び債務者を知った時」という表現を「債権者が権利を行使することができることを知った時」に改めることとした（部会資料80-3・1頁）。以上の経緯から、改正法では、債権の消滅時効における原則的な時効期間・起算点に関する規定として、客観的起算点から10年、又は主観的起算点から5年という二重の消滅時効期間が導入された⁽³³⁾。

定期金債権の消滅時効については、1回目の弁済期から行使しないと

(31) 『基本方針』203頁、『詳解・基本方針Ⅲ』195～197頁参照。

(32) 『中間試案・概要付き』25頁参照。『ポイント』57頁参照。

(33) 『ポイント』58頁、『潮見』46頁、『我妻ほか・コンメンタール』283頁参照。

き、途中から不払いのときは最後の弁済のとき、最後の弁済から不払いがないときは、それぞれの時から10年間行使しない場合に消滅時効が完成するとする⁽³⁴⁾。

最後に、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、「被害者を特に保護する必要性が高いことから、債務の消滅時効における原則的な消滅期間よりも長期の時効期間を設けるとするものである。その対象は、生命・身体の侵害に限る考え方のほか、これらに関するもの（例えば、身体の自由の侵害）も含むという考え方をブラケットで囲んで示している」と説明する⁽³⁵⁾。

（5）効果の変更

従来学説は、長短二重の期間制限がある場合に、一般的に長期の除斥期間と短期の時効期間に分けて説明してきた。改正法では、いずれも時効によって消滅するとして、長期の期間も除斥期間ではなく時効期間に変更した（例として166条、167条、168条、724条等）。一般的に、時効期間と除斥期間では次のような差異があるとされてきた。①除斥期間には中断がなく、時効には更新や完成猶予がある（147条）。②除斥期間では当事者の援用を必要としないが、時効では援用が必要である（145）。③除斥期間の起算点は権利発生時であるが、時効は権利行使が可能な時である（166条1項）。④除斥期間の効果は遡及しないが、時効の効果は起算日に遡及する（144条）。⑤除斥期間では放棄はできないが、時効の利益は放棄できる（146条）などである。

人的損害と物的損害に対する損害賠償請求権の消滅時効期間に差異が生じることになった。すなわち、債務不履行による物損は5年又は10年に対して、人損は5年又は20年となった。また、不法行為による物的損害は

(34) 『中間試案・概要付き』26頁参照。『ポイント』64頁参照。

(35) 『中間試案・概要付き』27頁参照。『ポイント』63頁、『潮見』48頁参照。

724 条で 3 年又は 10 年に対して、人的損害は 5 年又は 20 年となった。双方が対照的ではなく、不法行為による物的損害のみが 3 年と他より短くなっている (前掲図 1 参照)。

(6) 職業別短期消滅時効

職業別短期消滅時効に関する 170 条～174 条は削除され、一般の債権と同様に、「権利を行使することができることを知った時」から 5 年、「権利を行使することができる時」から 10 年で消滅時効に係ることとなった⁽³⁶⁾。

- i 3 年の短期消滅時効債権 (170 条・171 条) 【改正法→削除】
- ii 2 年の短期消滅時効債権 (172 条・173 条) 【改正法→削除】
- iii 1 年の短期消滅時効債権 (174 条) 【改正法→削除】

基本方針では、【3. 1. 3. 45】の職業別の短期消滅時効について、「現行法 169 条から 174 条までの規定は、時効期間に関する合理的な理由のない区別の原因となっていると考えられる。そのため、これらの規定は廃止が適当である」とする⁽³⁷⁾。

中間試案では、職業別の短期消滅時効の廃止について、「この制度に対しては、対象となる債権の選別を合理的に説明することが困難である上、実務的にもどの区分の時効期間が適用されるかをめぐって複雑な判断を強いられている等の問題点が指摘されていることを考慮したものである」とする⁽³⁸⁾。

(7) 所有権以外の財産権の消滅時効

- i 所有権以外の財産権

現行の 167 条 2 項を承継し、用益物権・抵当権等は客観的起算点から 20 年で消滅時効に係ることを規定した。

- ii 形成権

(36) 『ポイント』55 頁参照。

(37) 『基本方針』200 頁、『詳解・基本方針Ⅲ』177 頁以下参照。

(38) 『中間試案・概要付き』24 頁参照。

形成権の期間制限について、基本方針では【1.7.13】に「一方的意思表示によって他人との間に権利または義務の発生、変更または消滅を生じさせる権利（以下、形成権という）は、次の期間のいずれかの経過により消滅する」との案が提示されていた。中間試案では、形成権には様々なものがあって、一般的な規定を設けることは困難であり、個別に規定を整備すべきであるとの意見があった（『部会資料』14-2第2.5〔38頁〕⁽³⁹⁾）。

iii 判決等で確定した権利

10年よりも短い時効期間のものでも、判決等で確定した権利の時効期間を10年とする規定が設けられ、現行の174条の2を維持した（改正法169条）。

（8）経過措置

新法施行日前に債権が発生した場合（新法施行日以後に債権が発生した場合であって、その原因である法律行為が新法施行日前になされたときを含む）における債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による（附則10条4項・1項）⁽⁴⁰⁾。

3 課題

- ◆時効が完成した後、援用がなされるまで債権は消滅したといえるか。債権者は、請求することができるか。
- ◆消滅時効の期間制限について、物的損害と人的損害が債務不履行か不法行為によって異なるので混乱が生じ易いのではないか。安全配慮義務違反の場合は双方に適用される可能性もある。
- ◆債権の一部について訴えが提起された場合における残部についての時効の完成猶予・更新の問題に関しては、今後の解釈の展開に委ねられた。

(39) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』306頁（商事法務、2011年）、『我妻ほか・コンメンタール』327頁参照。

(40) 鎌野編『民法（債権関係）改正と不動産取引の実務』124頁参照。

- ◆時効、除斥期間、出訴制限など、区分の趣旨が不明確な場合が生じないか。
- ◆「協議を行う旨の合意」(151 条)については、協議合意後は当事者の交渉力の差が大きく影響すること、協議継続中は本来の時効期間が経過しても時効の援用ができない等の拘束が生じうるので、合意後の協議内容が不当な結果とならないよう留意する必要がある。

VI むすび

民法総則の領域に限定した場合、民法はどのように改正されたか。

第 1 に、判例法理や学説が明文化された。動機の錯誤、共通錯誤、錯誤等の第三者保護規定、代理権の濫用、表見代理の量重適用などがこれに該当する。

第 2 に、内容的に変更された。錯誤取消し、動機の錯誤、人身損害と物的損害の区分、時効期間、除斥期間から時効期間に変更、更新・完成猶予などの用語が変更された。

第 3 に、条文が整理された。もとは 1 か条の条文であったものを数個の条項に分けて整理した。

今後の課題として、94 条 2 項の類推適用、無権代理の相続などのように多くの最高裁判例が蓄積されている問題について、改正が見送られているものも少なくない。また、それぞれの箇所ごとに掲げた検討事項が今後の解釈に委ねられた。経過措置との関係で、当分の間旧法と新法が並存することになり、新法の定着まで、適切な適用に留意する必要がある。